

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正することについて

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日提出

提出者	秦野市議会議員	佐藤	敦
賛成者	同	折口	隆二郎
同	同	吉村	慶一
同	同	露木	順三
同	同	佐藤	文昭
同	同	木村	眞澄
同	同	込山	弘行
同	同	横溝	泰世
同	同	高橋	文雄

提案理由

社会経済情勢及び本市の財政状況を勘案し、議員報酬の月額を減額する特例措置を行うため、改正するものであります。

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年秦野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成25年4月1日以後に在職する議員に支給する議員報酬月額に係る減額特例措置）

- 8 第2条の規定にかかわらず、平成25年4月1日以後に在職する議員に支給する議員報酬の月額（第6条に規定する期末手当の算出の基礎となる場合を含む。）は、同日以後最初の任期満了の日までに限り、第2条に規定する額から100分の5に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議提議案第 号 秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附 則 1 - 7 (略) <u>(平成25年4月1日以後に在職する議員に支給する議員報酬月額に係る減額特例措置)</u> 8 <u>第2条の規定にかかわらず、平成25年4月1日以後に在職する議員に支給する議員報酬の月額(第6条に規定する期末手当の算出の基礎となる場合を含む。)</u>は、同日以後最初の任期満了の日までに限り、第2条に規定する額から100分の5に相当する額を減じた額とする。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 1 - 7 (略)</p>